

## 原 案

## 第 3 部 食品ロス削減推進計画

## 1 計画の背景と目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことをいい、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。国内での量は約 522 万 t で、約 47% は家庭から、約 53% は食品関連事業者から排出されていると推計されています（令和 2 年度）。国民 1 人あたりの食品ロスは年間約 41kg、1 日約 113g で、これは茶碗 1 杯のご飯を捨てているのに近い量になります。

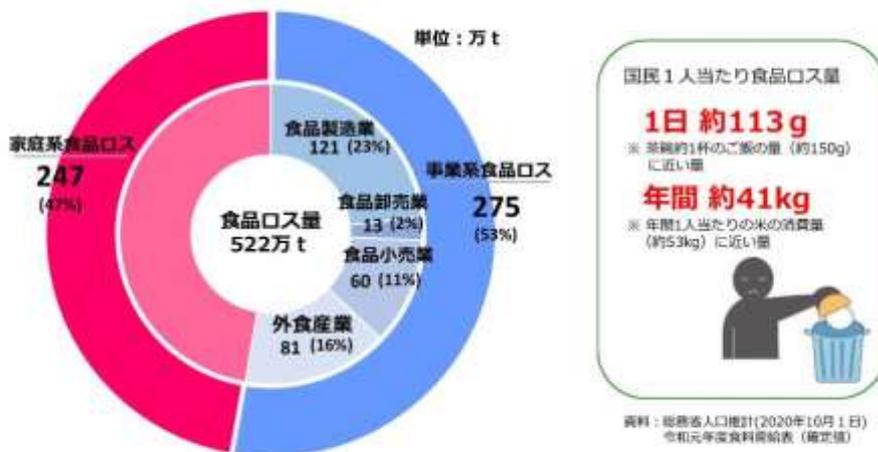
一方で、食料自給率は 37%（令和 2 年度カロリーベース）で、食料を海外からの輸入に大きく依存しています。

世界では、人口が急増し、飢えや栄養不足の状態にある人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなどを考慮すると、食品ロスの削減は重要な課題です。このような背景のもと、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）において、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人あたりの食料廃棄を半減するという目標が掲げられています。

国も、令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和 2 年 3 月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。

喫緊の課題である食品ロスを削減することにより、家計や地方自治体財政への負担軽減、CO2 排出量の削減による気候変動への対応、食品の生産や廃棄に伴うエネルギー等のロスの削減などに加えて、食に関わる文化の再認識につながることも期待されています。

これらの食品ロスを取り巻く現状を踏まえ、市民や事業者等と連携して食品ロス削減の取組を進めていくために、「武蔵野市食品ロス削減推進計画」を策定します。



出典：「食品ロスとは」(農林水産省 Web サイト)

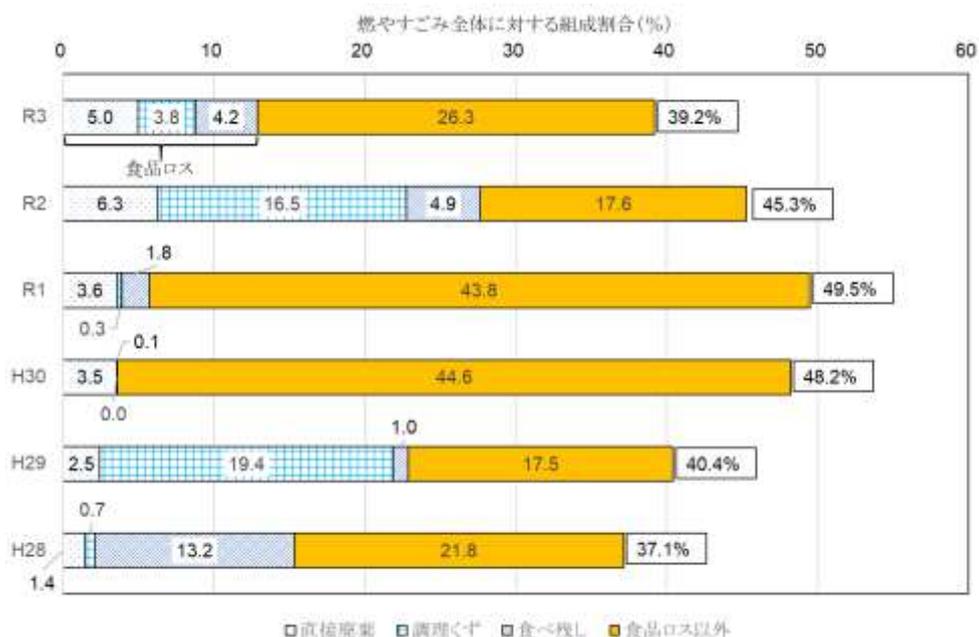
## 2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、「武蔵野市食育推進計画」など本市の諸計画との整合性を図ります。

## 3 市の現状と課題

### (1) 家庭・事業所から排出される食品ロス量の推計

令和 3 年度実施の「ごみ組成分析調査」の結果では、家庭から出る燃やすごみのうち厨芥類（生ごみ）が約 39.2%、食品ロスが約 12.9%です。令和 3 年度の燃やすごみ量（市収集分 21,139 t）をこの割合で換算すると、市内の家庭ごみから 8,282 t の厨芥類が排出され、2,729 t（市民 1 人 1 日当たり 50.5 g）が食品ロスとして廃棄されていると推計されます。また、事業系の食品ロスに関しても、国の調査から推計すると、本市は飲食・宿泊・小売業の事業所が多いことから、高い比率で廃棄されていることが見込まれます。



### (2) 本市のこれまでの取組

本市では、主に以下のような啓発事業等の取組を行ってきました。

- ①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加（H29～）
- ② 3 R 環境講座（H28 以降、主に食品ロスをテーマに開催）
- ③ クックパッドへの食品ロス削減レシピ掲載
- ④ 食べきり運動チラシの作成、配布（H30）
- ⑤ てまえどりポップの作成、配布（R3）
- ⑥ フードシェアリングサービス「TABETE」事業者との連携協定（R4）

### (3) 食品ロス削減推進の方向性

食品ロス削減のためには、製造、販売、消費の各段階における行動変容につなげることが重要であり、市民や事業者に求められている取組を周知・啓発することが必要です。また、市民・市民団体、事業者、市が協働して食品ロス削減に取り組む仕組みを構築していくことが必要と考えられます。

## 4 計画目標

国や都の食品ロス削減の基本方針等を踏まえた上で、次のとおり数値目標を設定します。市民・市民団体、事業者、市の連携により、様々な取組を展開し、目標達成を目指していきます。また、排出状況の定期的な把握（ごみ組成分析）により進捗を管理します。

### 【数値目標】

	項目	平成 12 年度 (2000)	平成 30 年度 (2018)	令和 12 年度 (2030)	令和 14 年度 (2032)
東京都	食品ロス量(万 t)	76	45.5	38	-
	対 H12 削減率	-	40.1%	50.0%	-
	対 H30 削減率	-	-	16.5%	-
	項目	平成 12 年度 (2000)	平成 30 年度 (2018)	令和 12 年度 (2030)	令和 14 年度 (2032)
武蔵野市	<b>食品ロス量(t)</b>	-	<b>2,847</b>	<b>2,377</b>	<b>2,298</b>
	対 H30 削減率	-	-	16.5%	19.2%
	(1人1日当たり 食品ロス量(g))	-	(53.3)	(42.0)	(40.4)

注：東京都の食品ロス量は事業系も含んだ数値

注：武蔵野市の食品ロス量は家庭ごみのみの数値

注：武蔵野市の平成 30 年度実績値については、平成 28～30 年度の平均値を計画目標の基準として採用

注：令和 12 年度、令和 14 年度の人口は、平成 30 年度実施の人口推計に基づいたもの（1 月 1 日時点）

注：1 人 1 日当たり食品ロス量は、参考値として示す。

## 5 目標達成に向けた取組

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広い世代の方々に向けた普及・啓発を行います。また、食品ロス削減のために、市民・市民団体、事業者、市が協働して取り組めるような仕組みの構築が重要です。

### 【事業（例）】

- ①食品ロス削減レシピ等による広報活動（3R環境講座・クックパッド等）
- ②食品ロス削減のパネル・動画等を活用した啓発の実施
- ③外食、宴会時の「食べきり」啓発物の作成・配布
- ④「Eco パートナー」制度の維持
- ⑤環境、福祉保健、教育等の各部署との情報共有、連携
- ⑥フードシェアリング事業の促進（TABETEの周知を行う、導入店舗の拡充を図る）
- ⑦フードバンク・フードドライブの紹介（市内団体、民間事業者等）

## 6 各主体の行動指針

食品ロスを削減していくためには、市民・市民団体、事業者、市の各主体が可能なことから実施する必要があります。また、本市には、連携して取り組めるような仕組み作りや、情報提供などの役割が求められています。そのほか、事業者には、市民が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。

そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。それぞれが役割を果たし、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への転換も考慮しつつ、多様な主体が連携・協働して食品ロス削減の取組を進めます。

市民・市民団体	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するよう努めます
事業者	従業員・市民等が食品ロスの削減に取り組むやすい環境づくりに努めます
市	自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます 市民・市民団体、事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みを作ります 情報を収集し、市民・市民団体、事業者への普及啓発を行います